

令和7年度 第7回 介護保険事業者連絡会次第

令和7年11月17日（月） 16時00分～

於：飯田文化会館 1階展示室

1 開会

2 連絡・報告事項等

- (1) 認知症対応型共同生活介護の外部評価の実施について（介護保険係）
- (2) 高齢者生活・介護に関する実態調査の実施について（介護保険係）
- (3) 令和7年度 集団指導の開催について（介護保険係）
- (4) 年末年始における介護認定審査会等について（介護認定支援係）
- (5) 【長野県】令和7年度長野県外国人材受入促進事業の実施について
- (6) 【厚生労働省】「介護情報基盤ポータル」の機能追加及び介護事業所等への支援策について
- (7) 【長野県医師会・飯田医師会】介護事業所医療対応力向上研修会の動画の配信について
- (8) 【南信州広域連合】特別養護老人ホーム入所申込書の様式変更について

3 飯田市社会福祉協議会 いいだ成年後見支援センターからのお知らせ

- (1) 令和7年度南信州成年後見地域連携ネットワーク研修会 「身寄り」問題を考える（別紙）

4 事業者からのお知らせ

5 その他

6 閉会

◆次回以降の連絡会：

○令和7年12月18日（木） 飯田文化会館 1階 展示室
午後4時～

○令和8年1月20日（火） 飯田文化会館 1階 展示室
午後4時～

1 認知症対応型共同生活介護の外部評価の実施について（介護保険係）

地域密着型サービスである認知症対応型共同生活介護事業所は、少なくとも年1回、年度末までに評価機関による外部評価を受審することが義務付けられています。

外部評価の実施機関は県内所在の機関に限られており、現在3機関のみです。

外部評価の実施については、県からも指導を受けておりますので、年度末までに必ず実施いただきますようお願いします。

なお、県の地域密着型サービス評価事業実施要領の規定により受審頻度を2年に1回とする特例の適用を受けている事業所（本年度は5事業所）については、適用された年度の外部評価の受審は不要です。

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係

電話 0265-22-4511（内線 5761）

2 高齢者生活・介護に関する実態調査の実施について（介護保険係）

【別紙1】令和7年度 高齢者の生活・介護に関する実態調査の実施について

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係

電話 0265-22-4511（内線 5774、5761）

3 令和7年度 集団指導の開催について（介護保険係）

【別紙2】令和7年度集団指導の開催について

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係

電話 0265-22-4511（内線 5761）

4 年末年始における介護認定審査会等について（介護認定支援係）

年内の審査会は、12月25日（木）が最終となります。

年明けの審査会は、1月6日（火）からの開催となります。

年内の審査会の審査対象となるのは、12月5日（金）17時15分までに一次判定が完了している（認定調査が終了し、主治医意見書が入手されている）案件となります。

また、締切日までに提出があった場合でも申請が集中するため、対応できない場合もあります。
早めの提出をお願いします。

★令和8年1月末で認定有効期間が終了する方の更新申請は、12月2日（火）から受付可能です。

【問合せ先】

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護認定支援係
電話 0265-22-4511（内線 5767）

5 【長野県】令和7年度長野県外国人材受入促進事業の実施について

【別紙3】令和7年度長野県外国人介護人材受入促進事業の実施について（通知）

【問合せ先】

長野県介護支援課介護人材係
電話：026-235-7129（直通）

6 【厚生労働省】「介護情報基盤ポータル」の機能追加及び介護事業所等への支援策について

【別紙4】「介護情報基盤ポータル」の機能追加及び介護事業所等への支援策について

【問合せ先】

「介護情報基盤ポータルサイト」内のお問い合わせフォーム

7 【長野県医師会・飯田医師会】介護事業所医療対応力向上研修会の動画の配信について

【別紙5】介護事業所医療対応力向上研修会 YouTube チャンネルでの配信

※当日の講演のうち、以下の内容を配信しています。

講演Ⅰ「フレイル予防」

講師：厚生連長野松代総合病院リハビリテーション部 主任理学療法士 飯田 千晶 先生

【問合せ先】

長野県健康福祉部介護支援課介護人材係 細萱
電話：026-235-7129（直通）
長野県医師会
電話：026-219-3600

8 【南信州広域連合】特別養護老人ホーム入所申込書の様式変更について

【別添】新版特別養護老人ホーム入所申込書、旧版特別養護老人ホーム入所申込書
入所申込書様式は南信州広域連合ウェブサイト

<https://kaigo.minami.nagano.jp/info/9814/>

【問合せ先】

南信州広域連合 地域医療福祉連携課
電話：0265-53-6088

令和 7 年度 高齢者の生活・介護に関する実態調査の実施について

長寿支援課 介護保険係

1 目的

第 10 期介護保険事業計画（計画期間：令和 9 年度～令和 11 年度）の策定に向け、在宅サービスの充実や介護保険施設の整備計画等、基礎資料として活用することを目的とします。

2 調査の種類及び対象者

令和 7 年 10 月 1 日を基準日として、次の 2 種類の調査を実施します。調査は全国の市町村が実施します。（以下の対象人数は、当市の実施人数です。）

(1) 元気高齢者実態調査

調査基準日において、要介護・要支援認定者、施設入所者を除く第 1 号被保険者のうち、400 名

(2) 居宅要介護・要支援認定者等実態調査

調査基準日において、要介護・要支援の認定を受けている被保険者（第 2 号被保険者を含む）のうち、2,400 名

3 調査内容等

(1) 元気高齢者実態調査

本人や家族の生活状況、身体や食のこと、毎日の生活、地域活動、介護に関する意識や生活実態、希望する介護サービス、高齢者施策 など

※表紙を含め 22 頁分

(2) 居宅要介護・要支援認定者等実態調査

本人や家族の生活状況、身体や食のこと、毎日の生活、地域活動、介護サービス利用状況や充足感、施設への入所希望やその利用、家族介護者の意識・実態、高齢者施策 など

※表紙を含め 26 頁分

4 調査方法

- ・市から対象者へ、12 月上旬を目処に調査票を郵送します。
- ・調査対象となった方は、調査票へ記入のご協力をお願いします。
- ・記入後、返信用封筒にて、令和 8 年 1 月 9 日（金）までに市へ返送いただきます。

（問い合わせ先）

飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係

電話 0265-22-4511 内線 5774、5761

飯田市 高齢者等実態調査 (元気高齢者)

この調査は、3年毎に見直しをしている介護保険事業計画（令和9年度から3年間で、どのような介護サービスが必要となるのか、飯田市の介護保険料をいくりにするかなどを決めます。）を立てるための基礎資料を得ることを目的とし、長野県と市町村が協力して実施するとても大切な調査です。

個人情報保護のために最大の注意を払っておりますので、実情に基づいてご回答いただくよう、ご協力をお願いいたします。

お 名 前	様
記 入 日	令和（ ）年（ ）月（ ）日 ※回答を始めた日付を記入
調査票の記入 (○は1つ)	1 あて名のご本人が記入 2 ご家族が記入（あて名のご本人からみた続柄） 3 その他（ ）

記 入 に 際 し て の お 願 い

- この調査票は、要介護・要支援の認定を受けていない高齢者の方（あて名のご本人）について、状況・意向を基に記入してください。（ご本人が記入することが困難な場合は、ご家族の方等が聞き取りの上、記入してください。聞き取りも困難な場合は、ご家族の方等がご本人の意向を踏まえて、記入してください。）
- この調査票は、令和7年10月1日時点の状況を基に記入してください。

～ 個人情報の取り扱いについて ～

個人情報の保護及び活用目的は以下のとおりですので、ご確認ください。

なお、この調査票のご返送をもちまして、下記にご同意いただいたものと見なさせていただきます。

【個人情報の保護及び活用目的について】

- この調査は、効果的な介護予防政策の立案と効果評価のために行うものです。この調査で得られた情報につきましては、長野県及び飯田市による介護保険事業（支援）計画策定の目的以外には利用いたしません。
- ただし、介護保険事業計画策定時にこの調査で得られたデータを活用するにあたり、厚生労働省の管理する飯田市のデータベース内に情報を登録し、必要に応じて集計・分析を行うことがあります。

調査票記入後は、同封の返信用封筒に入れて、
1月9日（金）までに投函してください。

この調査票についてご不明な点などがございましたら、お手数ですが下記までお問い合わせください。

飯田市 長寿支援課 介護保険係 電話：0265-22-4511 内線 5774

飯田市

高齢者等実態調査

(居宅要介護・要支援認定者等実態調査)

この調査は、3年毎に見直しをしている介護保険事業計画（令和9年度から3年間で、どのような介護サービスが必要となるのか、飯田市の介護保険料をいくりにするかなどを決めます。）を立てるための基礎資料を得ることを目的とし、長野県と市町村が協力して実施するとても大切な調査です。

個人情報保護のために最大の注意を払っておりますので、実情に基づいてご回答いただくよう、ご協力をお願いいたします。

お 名 前	様
記 入 日	令和（ ）年（ ）月（ ）日 ※回答を始めた日付を記入
調査票の記入 (〇はいくつでも)	1 あて名のご本人が記入 2 主な介護者となっている家族・親族が記入 3 主な介護者以外の家族・親族が記入 4 調査対象者のケアマネジャーが記入 5 その他（ ）

記 入 に 際 し て の お 願 い

- この調査票は、要介護・要支援の認定を受けている方（あて名のご本人）について、状況・意向を基に記入してください。（ご本人が記入することが困難な場合は、ご家族の方等が聞き取りの上、記入してください。聞き取りも困難な場合は、ご家族の方等がご本人の意向を踏まえて、記入してください。）
- この調査票は、令和7年10月1日時点の状況を基に記入してください。

～ 個人情報の取り扱いについて ～

個人情報の保護及び活用目的は以下のとおりですので、ご確認ください。

なお、この調査票のご返送をもちまして、下記にご同意いただいたものと見なさせていただきます。

【個人情報の保護及び活用目的について】

- この調査は、効果的な介護予防政策の立案と効果評価のために行うものです。この調査で得られた情報につきましては、長野県及び飯田市による介護保険事業（支援）計画策定の目的以外には利用いたしません。
- ただし、介護保険事業計画策定時にこの調査で得られたデータを活用するにあたり、厚生労働省の管理する飯田市のデータベース内に情報を登録し、必要に応じて集計・分析を行うことがあります。

調査票記入後は、同封の返信用封筒に入れて、
1月9日（金）までに投函してください。

この調査票についてご不明な点などがございましたら、お手数ですが下記までお問い合わせください。

飯田市 長寿支援課 介護保険係 電話：0265-22-4511 内線 5774

7 飯長第 3346 号
令和 7 年 11 月 12 日

地域密着型サービス事業所 管理者 様
居宅介護支援事業所 管理者 様
介護予防支援事業所 管理者 様
地域包括支援センター 管理者 様

飯田市長 佐藤 健
(公印省略)

令和 7 年度 集団指導の開催について (通知)

日頃より当市の高齢者福祉・介護保険事業にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。
介護保険第 23 条に基づく集団指導を下記のとおり開催いたしますので、お忙しい折とは存じますが、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

記

1 目的

「集団指導」とは介護保険法第 23 条に位置づけられた運営指導の一環であり、事業者に対し必要な情報を広く周知することで、適切なサービス提供につなげることを目的としています。

2 対象者

地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所（地域包括支援センター）管理者等

3 日時

令和 8 年 2 月 20 日（金） 午後 2 時 30 分から午後 3 時 30 分

※ 同会場で開催する事業者連絡会の前に実施します。

4 場所

飯田文化会館 1 階 展示室（長野県飯田市高羽町 5－5－1）

5 参加方法

サービス事業所ごと、以下のいずれかの方法にてご参加をお願いいたします。

- (1) 会場にて参加する。（定員の都合上、事業所 1 名までの参加でお願いいたします。）
- (2) オンライン（ZOOM）にて参加する。（参加上限数の都合上、1 事業所につき 1 つの端末にて視聴いただくようお願いいたします。）

(裏面あり)

6 内容

- (1) 運営指導及び監査について
- (2) 運営指導実施結果（指摘事項）について
- (3) 各種手続き（指定更新、変更、廃止、他）について 等

7 その他

- (1) 該当事業所については収容定員等の都合上、別紙報告書に必要事項を記載のうえ、
令和8年1月23日（金）までにメールにてご報告をお願いいたします。
- (2) オンラインにて参加される場合は、後日、ご指定いただいたメールアドレス宛に通知いたします。

〒395-8501 飯田市大久保町 2534 番地 A棟 1階 A11
飯田市 福祉部 長寿支援課 介護保険係 担当：下島、勝又
TEL：0265-22-4511 内線 5761 FAX：0265-22-4544
Email：kaigohoken@city.iida.nagano.jp

令和7年度 集団指導 報告書

飯田市長寿支援課 介護保険係 勝又宛
(メール: kaigohoken@city.iida.nagano.jp)

実施日時: 令和8年2月20日(金) 14:30~15:30

法人名	
-----	--

各事業所1. 2いずれかの方法でご参加をお願いいたします。

1 会場にて参加 ※ 事業所1名までの参加をお願いいたします

事業所名		サービス種別 ()
出席者名		
事業所名		サービス種別 ()
出席者名		

2 オンライン(ZOOM)にて参加

※ 1事業所につき1つの端末にて視聴いただくようお願いいたします。

事業所名		サービス種別 ()
メールアドレス		
出席者名		視聴予定人数 名 (出席者含)
事業所名		サービス種別 ()
メールアドレス		
出席者名		視聴予定人数 名 (出席者含)

※ 提出期限: 令和8年1月23日(金)(厳守)

令和 7 年(2025 年)11 月 4 日

介護サービス事業者 様

長野県健康福祉部介護支援課長

令和 7 年度長野県外国人介護人材受入促進事業の実施について（通知）

県福祉行政については、日ごろからご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記事業について下記のとおり補助申請の受付を開始いたしますので、外国人介護人材受入施設において多言語翻訳機導入費用の補助を希望する場合には、必要書類を提出してください。

記

1 事業内容

外国人介護人材受入施設が介護業務に必要な介護用語が導入されている双方向型音声翻訳機を導入する場合に、本体購入に係る経費の補助を行う。

なお、外国人介護人材とは、「特定活動」（経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者等に限る。）、「技能実習」又は「特定技能 1 号」の在留資格により、介護職として受け入れる外国人とする。

2 補助対象経費

介護業務に使用できる多言語翻訳機

なお、多言語翻訳機専用アクセサリ等附属品、電子辞書、スマートフォンやタブレット本体、翻訳用アプリ、モバイル Wi-Fi ルーターのみの機能を持つもの、月額使用料、クレジットカード等のポイント払い、本体保証費は補助対象外とする。

3 補助上限額

(1) 1 施設・事業所あたり 3 台まで

※申請時点における対象施設・事業所の外国人介護人材の数を上限とする

(2) 補助額は補助基準額（1 台あたり 30,000 円）と実際に支出する予定額のうち、少ない方の額に補助率 3/4 を乗じて得た額（1,000 円未満切捨て）とする。

(算定例)

例①: 1 台 29,800 円（税込）の機器を 1 台購入した場合の補助額は

$29,800 \text{ 円} \times 3/4 = 22,350 \text{ 円}$ 、1,000 円未満切捨てのため、22,000 円

例②: 1 台 40,000 円（税込）の機器を 1 台購入した場合の補助額は

$30,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 台} \times 3/4 = 22,500 \text{ 円}$ 、1,000 円未満切捨てのため、22,000 円

例③: 1 台 40,000 円（税込）の機器を 3 台購入した場合の補助額は

$90,000 \text{ 円} \times 3/4 = 67,500 \text{ 円}$ 、1,000 円未満切捨てのため、67,000 円

（1 台 30,000 円 $\times$ 3 台 = 90,000 円が補助基準額）

4 購入対象期間

令和8年2月27日までに納品・支払った機器

※購入機器名、購入数量、購入金額、購入日、購入者名（法人名）の分かる領収書が必要

5 提出書類

- (1) 交付申請書（様式第1号）、経費所要額調（別紙1）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 歳入歳出予算（見込）書抄本、確認書、その他参考となる書類

様式は県ホームページに掲載しています。

https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/gaikokujinzai_ukeiresokusin.html

ホーム > 健康・医療・福祉 > 福祉一般 > 福祉・介護人材 > 外国人介護人材の確保に関する取組 > 長野県外国人介護人受入促進事業の実施について

6 提出方法

長野県健康福祉部介護支援課介護人材係 あて郵送またはメールにより提出してください。

住所：〒380-8570 長野市南長野幅下 692-2 長野県庁

メールアドレス：kaigo-jinzai@pref.nagano.lg.jp

7 提出期限

令和8年2月10日（火）まで

（令和8年2月27日までに納品・支払いが完了し、交付請求書の提出（必着）ができる場合に限りです）

※本補助金は予算の範囲内で交付します。提出された事業計画書の総額が予算額を上回った場合には、申込順等により調整を行う場合がありますので、事業計画の目途が立ったところで、早目に提出してください。

※交付決定前に事業に着手する場合は、事業に着手する前に、事前着手届（様式第3号）を提出してください。

（問合せ先）

担 当 介護支援課介護人材係 山崎、篠原

電 話 026-235-7129（直通）

ファクシミリ 026-235-7394

E-mail kaigo-jinzai@pref.nagano.lg.jp

事務連絡
令和7年10月17日

都道府県介護保険担当課（室）
各 市町村介護保険担当課（室） 御中
介護保険関係団体

厚生労働省老健局老人保健課
介護保険計画課

「介護情報基盤ポータル」の機能追加及び介護事業所等への支援策について

介護保険行政の円滑な実施につきまして、日頃からご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

介護情報基盤に関する関係者への情報提供に関しては、公益社団法人国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）が設置する介護情報基盤のポータルサイト（以下「介護情報基盤ポータル」という。）において行っているところです。また、介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援について、介護事業所や医療機関からの申請は、介護情報基盤ポータル経由で受け付け、国保中央会経由で補助を実施する予定とお知らせしておりました。

今般、下記のとおり、介護情報基盤ポータルにおいて新たな機能が追加されるとともに、各介護事業所等に対する助成金の申請受付が開始されましたので、お知らせします。都道府県及び市町村におかれましては、内容についてご了知の上、添付の資料等を活用し、貴管内の介護事業所等に対して周知をお願いいたします。また、都道府県におかれましては、貴管内の広域連合及び関係する一部事務組合に対しての周知もお願いいたします。加えて、介護保険関係団体におかれましては、会員事業所への周知についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 介護情報基盤ポータルの機能の追加について

○ 介護情報基盤ポータルにおいて、以下の機能が新たに追加されています。

- ① 介護事業所や医療機関のユーザ登録機能（マイページ）
- ② 各市町村の介護情報基盤への対応状況

各市町村の介護情報基盤への対応状況の公開が開始されました。掲載される情報については、今後、随時更新・拡充される予定です。

- ③ 助成金申請機能

「介護情報基盤の今後のスケジュール、介護情報基盤活用のための介護事業所等への支援及び介護情報基盤とケアプランデータ連携システムの統合について」（令和7年7月22日付け厚生労働省老健局老人保健課、介護保険計画課、高齢者支援課事務連絡）においてお知らせした介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援が開始され、介護事業所や医療機関に対し、介護情報基盤の導入に係る費用について助成金を交付することとしました。詳細については、介護情報基盤ポータルをご確認ください。

④ 電話・チャットボットによるお問い合わせ機能

これまでのフォームでのお問い合わせに加え、電話やチャットボットによるお問い合わせ等も可能となりました。

- 各介護事業所や医療機関が助成金の申請を行うためには、上記の「ユーザ登録」を行う必要があります。
- 各保険者においてもマイページを活用可能であり、そのためのアカウント情報（ユーザ ID・パスワード）は、本年 11 月以降に、国保中央会からメールにてご連絡いたします。
- 上記の助成金の申請を受け付ける期間は、令和 7 年 10 月 17 日から令和 8 年 3 月 13 日（予定）までとなっています。

2. お問い合わせについて

- 介護事業所及び医療機関への支援策を含め、介護情報基盤に関するお問い合わせがございましたら、「[介護情報基盤ポータルサイト](#)」内のお問い合わせフォームからご連絡ください。

【送付物一覧】

- ・別添 1：介護情報基盤の活用のための助成金申請開始のお知らせ
- ・別添 2：介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援（概要）（令和 7 年 7 月 22 日付け事務連絡別添 7 一部修正）

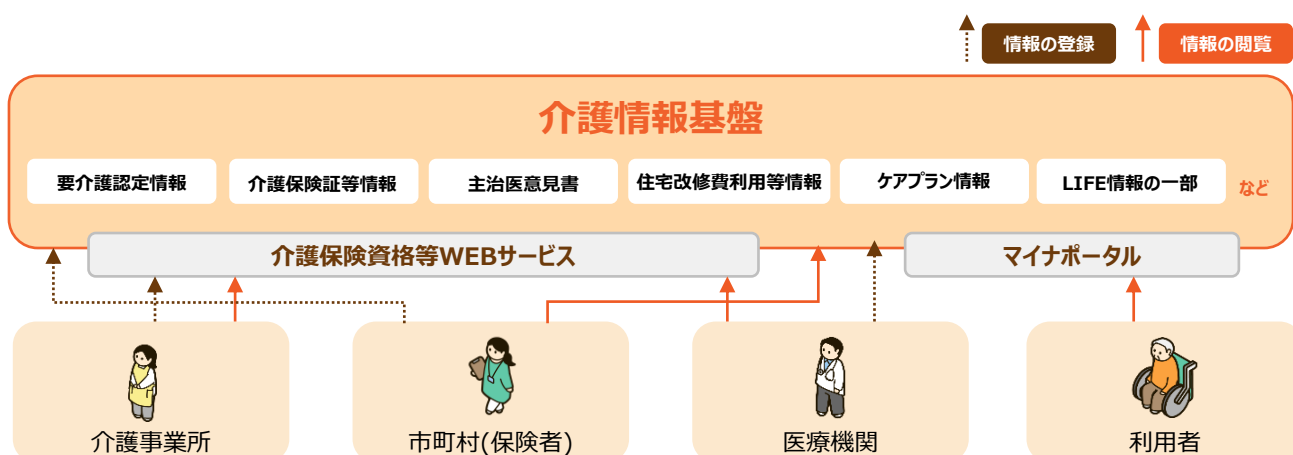
助成金の手続きもご相談も、ここですぐ！ 介護情報基盤ポータル、アップデート

介護に関わる情報を集約し、ひとつにつなげる仕組み、介護情報基盤。その活用をサポートする「**介護情報基盤ポータル**」が、新機能を加えてアップデートしました。申請・お問い合わせ・情報確認がポータルで完結できるように進化しています！



介護情報基盤とは？

これまで分散していた介護に関する情報をサービス間で共有できる仕組みです。事業所・市町村(保険者)・医療機関・利用者といった、介護に関わる方々の連携を強めます。現場負担を減らし、より働きやすい環境を実現します。



ポータルサイトのご紹介

介護情報基盤をご利用いただくための窓口となるサービスです。
各種の情報発信などに加えて、今回、下記の機能が追加されました。

1

マイページ情報

ユーザの情報や各種申請情報を管理できる機能を拡充しました。

2

市町村対応状況

各市町村の対応状況の公開を開始しました。
今後、掲載情報を随時更新・拡充していく予定です。

3

助成金申請

導入に関する助成金がオンラインで申請できるようになりました。

4

電話・チャットのサポート

フォームでのお問い合わせに加え、電話・チャットへの案内を追加しました。



介護情報基盤ポータル

検索



マイページを初めてご利用の方は[初回利用登録マニュアル](#)をご確認ください。
そのほか、導入から助成金申請までをサポートする各種マニュアル・手順書を豊富にご用意しています。
詳しくは[各種資料ページ](#)よりご確認ください。

助成金のご案内

介護事業所や医療機関には、導入に関する助成金をご用意しております。

申請は「[介護情報基盤ポータル](#)」の「各種申請」から行えます。

助成限度額や申請期間等、詳しくはポータルサイトをご確認ください。



介護事業所・医療機関
(介護サービス提供医療機関)

カードリーダーの
購入経費

介護情報基盤との
接続サポート等経費



医療機関
(主治医意見書作成医療機関)

主治医意見書の
電子的送信機能の
追加経費

申請期間：令和7年10月17日(金)～令和8年3月13日(金)予定

お問い合わせ

介護情報基盤に関するお問い合わせは、「[介護情報基盤ポータル](#)」の「お問い合わせ」よりご連絡ください。

チャット、問い合わせフォーム、電話でのご案内を用意しております。

介護情報基盤
ポータル

お知らせ 各種申請 よくあるご質問 各種資料 お問い合わせ

ログイン

[トップページ](#) > お問い合わせ

お問い合わせ

以下から方法をご選択いただけます。

AIチャットに
質問

フォームでの
お問い合わせ

お電話での
お問い合わせ



介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援（概要）

(注) 消費税分（10%）も助成対象であり、下記の助成限度額は、消費税分を含む費用額となります。

介護事業所・医療機関（介護サービス提供医療機関）向け支援

1. 助成対象経費

①カードリーダーの購入経費 ②介護情報基盤との接続サポート等経費（※）

※ 介護事業所等が介護保険資格確認等WEBサービスを利用する際に必要となるクライアント証明書等の端末設定について、技術的支援を受ける場合に要する経費。（なお、介護WEBサービスで主治医意見書を作成・送信する介護事業所や医療機関は、介護WEBサービスの利用に必要な端末設定のみで主治医意見書の電子的送信が可能となる。）

2. 助成限度額等

1. 対象（介護サービス種別）	2. カードリーダーの助成限度台数	3. 助成限度額（①②を合算した限度額）
訪問・通所・短期滞在系	3台まで	助成限度額は6.4万円まで
居住・入所系	2台まで	助成限度額は5.5万円まで
その他	1台まで	助成限度額は4.2万円まで

※ ①・②について、同一事業所で複数のサービスを提供する場合には、介護サービス種別に応じた助成限度額の合計を助成限度額とすることができます。

医療機関（主治医意見書作成医療機関）向け支援

1. 助成対象経費

主治医意見書の電子的送信機能の追加経費（※）

※ 保険医療機関において、主治医意見書をオンライン資格確認等システムに接続する回線及び介護情報基盤経由で電子的に送信するために必要となる電子カルテや文書作成ソフト等の改修に係る経費。

2. 助成限度額等

1. 対象	2. 補助率	3. 助成限度額
200床以上の病院	1 / 2	助成限度額は55万円まで
199床以下の病院または診療所	3 / 4	助成限度額は39.8万円まで

申請・補助方法

国民健康保険中央会のポータルサイト経由で申請受付し、国民健康保険中央会経由での補助を実施します。

【別紙 5】

介護事業所医療対応力向上研修会 YouTube チャンネルでの配信

令和 7 年 11 月 4 日

関係機関各位

飯田医師会長 建 石 徹

「下記のとおり長野県医師会から通知がありました。ご確認の程宜しく申し上げます。」

関係する介護事業所等にもご案内くださるようお願いいたします。

.....
発第 1184 号（保険）

令和 7 年 10 月 30 日

郡市医師会長 様

長野県医師会長

若 林 透

（公印省略）

令和 7 年度介護事業所医療対応力向上研修会
長野県医師会 YouTube チャンネルでの配信について

本会では、地域医療介護総合確保基金を活用し、介護老人福祉施設や介護老人保健施設、訪問看護ステーション、介護医療院等に勤務する介護・看護職を対象に、医療知識を習得し日常業務に役立ててもらうことを目的とし、令和 7 年 10 月 3 日（金）に開催したところです。

今般、研修会を収録したものを下記のとおり長野県医師会 YouTube チャンネルにて配信を開始いたしましたのでご了知いただき、貴会管下の介護事業所及び医療機関へご案内くださいますようお願い申し上げます。

記

「長野県医師会 YouTube チャンネル」

<https://www.youtube.com/watch?v=wS3lnaXgEQ4>

※配信期間：令和 7 年 10 月 30 日～令和 8 年 3 月 31 日まで